

鈴木貫太郎記念館整備事業デザインビルド事業者選定
公募型プロポーザル 実施要領

令和8年6月

野田市

目 次

1	目的.....	- 1 -
2	発注者.....	- 1 -
3	計画地の概要.....	- 1 -
4	事業内容.....	- 1 -
5	事業方式.....	- 2 -
6	応募条件.....	- 2 -
7	スケジュール.....	- 4 -
8	現場見学.....	- 5 -
9	実施要領.....	- 5 -
1 0	審査及び選定事業者（優先交渉権者）等の選定.....	- 7 -
1 1	設計業務の契約締結.....	- 9 -
1 2	工事等の価格交渉から契約まで.....	- 9 -
1 3	支払について.....	- 10 -
1 4	契約の変更.....	- 11 -
1 5	その他留意事項.....	- 11 -

1 目的

戦後 80 年という節目の時を迎え、戦争体験が風化しつつある今、鈴木貫太郎翁が掲げた「為萬世開太平（萬世の為、太平を開く）」という理念を継承することは、本市の責務である。本事業は、単なる既存建物の復旧ではなく、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという誓いを次世代へ繋ぐための「平和の拠点」を再構築することを目的とする。

具体的には、鈴木貫太郎の生涯と業績を深く理解し、平和の尊さを国内外へ広く発信できる、新たな時代の記念館として整備を行う。

本要領は、令和 8 年 3 月に策定した「鈴木貫太郎記念館再建基本計画及び基本設計」に基づき、事業の円滑な実施に資する手法として設計・施工一括発注方式を採用し、記念館に対する本市の要求機能を満たす最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 発注者

野田市（以下「本市」という。）

3 計画地の概要

所在地：野田市関宿町 1 2 7 3 番地

敷地面積：約 5,400 m²

区域区分：市街化区域

用途地域：第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域

建蔽率：60%

容積率：150%・200%

高度地区：第一種高度地区

景観計画：景観計画区域

4 事業内容

令和 10 年度末の開館を目指し、基本設計に定めた施設規模（延床面積約 1,100 m²）の新たな記念館を建設するにあたって、実施設計、造成、新館建設、外構整備等、事業完了までに必要な全ての業務を行うものとする。本市が想定している事業費は、1,710,280,000 円（消費税及び地方消費税を含む）となり、設計、工事、工事監理費の内訳及び業務範囲は次のとおりとする。

なお、既存の記念館については、今年度、市が石綿の事前調査を実施し、調査結果を踏まえ、本事業とは別に解体工事を発注し、令和 8 年度末までに解体することとする。

また、本プロポーザルでは、価格のみによる競争ではなく、鈴木貫太郎記念館として求められる品質・性能を確保した上で、最も効率的かつ合理的な提案を行う事業者を評価することとしており、近年の建設資材価格の高騰等を踏まえ、実現可能性のある適正な事業費を算出することとし、合理的な理由があれば

ば、見積金額が本市の想定した事業費を超過した場合でも失格とはしない。

業務の詳細については、鈴木貫太郎記念館整備事業デザインビルド事業者選定公募型プロポーザル要求水準書（資料3）に記載するものとする。

- (1) 設計 141,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
建物設計、展示・ディスプレイ企画・設計、積算、地質調査、各種許認可申請等
- (2) 工事 1,539,480,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
伐採、造成、建設、設備（電気・給排水・空調）、外構工事等、展示備品の一式
- (3) 工事監理業務 29,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
施工監理、関係機関協議、各種許認可申請等

5 事業方式

本事業は、公募型プロポーザル方式で優先交渉権者を選定し、市と優先交渉権者との間で設計業務の契約を締結し、受注者の設計部門と施工部門を緊密に連携させ、プロポーザル時の技術提案及びコスト縮減提案（VE 提案）を反映し、市が別途提示する要求水準に基づき、実施設計を市との協議の上で実施するものとする。

設計の完了後、設計内容に基づき、工事費の算出時における物価の高騰等の社会経済情勢を踏まえ、市と受注者が協議により工事費を決定し、工事及び工事監理業務について、随意により契約を締結することとする。

6 応募条件

- (1) 応募形態
施工者を代表企業とする「共同企業体」、または施工企業が設計・監理を自社もしくは協力事務所とする「単体企業」のいずれかとする。
共同企業体の場合、各構成員に必要な出資比率に制限はないが、参加表明時に構成員すべての役割分担を明確にすること。
- (2) 応募者等の共通資格要件
応募者及び応募者の構成員は、本事業を実行する能力を有するとともに、以下のすべての要件を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 に該当しない者。
 - ② 野田市、国（各省庁）及び他の地方公共団体から指名停止措置を受けていない者。
 - ③ 野田市、国（各省庁）及び他の地方公共団体が制定する建設工事等暴力団対策措置要綱等に基づく指名除外を受けていない者。
 - ④ 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間に経過している者。

- ⑤ 入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者
- ⑦ 法人税並びに消費税、地方消費税及び法人事業税の滞納がない者。

(3) 業種別要件

設計・監理企業：一級建築士事務所登録済みであり、1,000㎡以上の公共施設設計実績を有すること。また、500万円以上の工事監理実績を有すること。

設計業務に配置する管理技術者及び照査技術者は一級建築士の資格を有し、10年以上の経験年数を有すること。

また、展示設計にあたっては、一級建築士の資格を有し、過去10年以内に博物館等の展示設計業務を主として担当した経験を有する者とする。

工事監理業務は施工者からの独立性を担保し、品質管理において中立的な立場を確保すること。

施工者：「建築一式工事」で経営事項審査総合評定値（P点）700点以上、特定建設業の許可を有すること。1,000㎡以上、かつ1億円以上の建築工事の実績を有すること。

また、監理技術者を専任で配置することとし、配置予定の監理技術者は、公告日において、施工者の企業に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

さらに、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者、若しくは監理技術者の配置を行う場合、又は建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者、若しくは特定営業所技術者を主任技術者、若しくは監理技術者として配置を行う場合は、「参加表明書」等の提出と併せて「人員の配置を示す計画書」を事務局へ持参により提出すること。「人員の配置を示す計画書」は下記の野田市ホームページから入手すること。

[入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[2. 制限付一般競争入札に関する書類（様式）] 人員の配置を示す計画書

【HP検索】1000714

<https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html>

(4) 応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

② 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが提出書類は返却しない。

本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。業務の過程で、守秘義務を遵守したうえで受注者の応募書類を本事業の実施または質の向上のために閲覧する可能性がある。

なお、応募者が受注者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、受注者が負うものとする。

④ 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

⑤ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥ 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

⑦ 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属することとする。

⑧ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

⑨ 提出書類の変更禁止

一度提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではない。

⑩ 虚偽記載の禁止

技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とする。

⑪ 設計仕様書

実施設計、積算、地質調査、展示設計は、野田市公共建築設計業務委託共通仕様書、設計業務委託特記仕様書、展示設計特記仕様書に基づいて実施するものとする。

7 スケジュール

(1) 事業者の選定スケジュール

選定の手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

また、プレゼンテーション・ヒアリングの会場及び開始時間等については、対象者に別途通知する。

日 程	内 容
令和8年 6月10日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・公告及び実施要領等の公表 ・実施要領に関する質問書及び参加表明書等（一次審査）受付開始 ・質問書提出期限 ・質問回答書公表 ・参加表明書（一次審査）の提出期限 ・参加資格確認結果通知（公表） ・技術提案書等（二次審査）の受付開始 ・二次審査書類の提出期限 ・プレゼンテーション・ヒアリング ・審査委員会による審査結果通知及び公表 ・優先交渉権者との交渉後、契約締結
〃	
6月24日 (水)	
7月1日 (水)	
7月15日 (水)	
7月16日 (木)	
〃	
8月3日 (月)	
8月6日 (木)	
8月中旬	
〃	

事業の実施スケジュール

日 程 (予定)	内 容
令和8年 契約後から	設計業務の契約締結 実施設計完了 設計内容に基づく工事費等の協議 仮契約締結（工事・工事監理業務） 議会付議・契約 着工 竣工
令和9年 3月	
6月	
7月～	
令和11年 3月	

8 現場見学

本プロポーザルに関する説明会、現場説明会は実施しないため、現場への立ち入りを希望する場合は令和8年6月10日（水）から7月15日（水）の間とし、事前に事務局へ連絡すること。なお、記念館は、月曜、木曜日が休館日となり、現地に立ち入る際は一般来館者に配慮すること。

9 実施要領

(1) 実施要領の公表

実施要領は、令和8年6月10日（水）から、本市のホームページにて公表する。

(2) 質問の提出及び回答

① 質問の提出

ア 提出期間 令和8年6月10日（水）から令和8年6月24日（水）まで

イ 提出方法

実施要領等に関する質問書（様式1-1）を事務局へ電子メールにより送信する。

（口頭、電話、ファクシミリ等による質問は受け付けない。）また、電話で電子

メールの受信の確認をすること。

② 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和8年7月1日（水）に野田市ホームページで公表する。なお、回答に質問を行った事業者名は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

(3) 提出書類の作成及び提出

提出書類は鈴木貫太郎記念館整備事業デザインビルド事業者選定公募型プロポーザル提出書類作成要領（資料1）に従い作成し、以下により提出する。

① 参加表明書等の提出（一次審査）

ア 提出書類

様式	名称	備考
2-1	参加表明書	
2-2	委任状	共同企業体の場合、代表企業への権限の委任
2-3	J V（共同企業体）概要表	共同企業体の場合のみ
2-4	J V（共同企業体）連絡先一覧	共同企業体の場合のみ
2-5	設計者（展示を含む）・工事監理者に関する資格確認調書	企業、業務実績、配置予定技術者等の要件等を確認
2-6	施工者に関する資格確認調書	
2-7	申立書	
2-8	公契約条例に関する誓約書	設計・工事監理業務を除く
—	財務諸表（直近3年分）	共同企業体の場合は全ての構成分提出
—	納税証明書（発行の日から3ヶ月以内のもの） ・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明（その3の3） ・「法人事業税」	共同企業体の場合は全ての構成分提出

イ 提出部数：正1部、副1部

ウ 提出期間

令和8年6月10日（水）から令和8年7月15日（水）まで
（受付時間：9時から17時まで（土・日曜日は除く））

エ 提出方法

事務局に持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること。（郵送の際は、期日必着とする。）

オ 提出後、本事業への応募を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。

なお、様式は任意とする。

② 技術提案書等提出（二次審査）

応募者は、(資料2) 鈴木貫太郎記念館整備事業デザインビルド事業者選定公募型プロポーザル審査基準(以下「審査基準」)に示す選定基準を盛り込んだ技術提案書を期日までに提出すること。なお、様式は任意とする。

また、見積金額については、設計の建築及び展示、工事の造成、建設工事、展示工事、外構工事等の内訳が分かるように記載すること。

選定基準
・本事業に対する提案
・業務のフロー及びスケジュール
・土地利用及び建物コンセプト
・展示・保存の考え方
・見積金額
・環境負荷低減・ライフサイクルコスト

ア 提出部数：正1部、副12部

イ 提出期間 令和8年7月22日(水)から令和8年8月3日(月)

(受付時間：9時から17時まで(土・日曜日は除く))

ウ 提出方法

事務局に持参、郵送(簡易書留又は書留)又は、電子メールにより提出すること。(郵送の際は、期日必着とする。)

なお、電子メールで提出した場合でも、紙ベースで提出すること。

(4) 事務局

窓口：野田市市政推進室

住所：〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

電話：04-7199-4914

電子メール：suishin@mail.city.noda.chiba.jp

10 審査及び事業者等の選定

(1) 審査体制

選定に係る審査は、別に定める鈴木貫太郎記念館整備事業デザインビルド事業者選定公募型プロポーザル審査委員会設置要領により設置された鈴木貫太郎記念館整備事業デザインビルド事業者選定公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、審査基準に基づき、審査することとする。

(2) 審査方法

一次審査通過者が提出した「技術提案書」及びプレゼンテーション・ヒアリングをおこない、審査基準に基づく審査委員会の各委員が絶対評価による採点を行う。

「技術提案書」の審査は、審査基準に基づき、評価項目の例と評価方法により採点する。なお、見積金額は物価変動の先行きが不透明な情勢に鑑み、建設工事

及び工事監理業務の見積金額は、評価の対象とはせず、設計業務の見積金額は、提案内容と併せて総合的に評価し、本市が想定する事業費との整合性等を勘案したうえで採点する。

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法

プレゼンテーションは非公開で実施することとし、1者ずつ会場に呼び込む方法とし、1者の持ち時間は、プレゼンテーションに20分、質疑応答に20分の合計40分とする。事前準備及び後片付けの時間は含まない。なお、スクリーンと電源コンセントは、本市で用意するが、それ以外の必要な機材は応募者が用意することとする。また、質疑応答は、業務に精通した主任技術者を充てることが望ましい。プレゼンテーションの実施順は、技術提案書等の全ての提出書類の受付が遅かった事業者から順に行う。

会場、日時等については、対象者に別途通知するものとする。

(4) 事業者（優先交渉権者）の選定

審査は2段階でおこない、一次審査は、資格要件の適格審査をおこない、要件を満たしていない場合は失格とする。二次審査は、一次審査通過者が提出した「技術提案書」及び「プレゼンテーション及びヒアリング」をもとに、審査委員会の委員が定性的な事項の審査を行うこととする。

7項目の選定基準について、5、若しくは10段階評価による採点をおこない、40点満点で採点する。最高得点の1者を優先交渉権者とする。なお、同得点が2者以上の場合は、選定基準「展示・保存の考え方」の得点が高い応募者を、さらに同得点の場合は選定基準の上位の項目の得点が高い応募者を選定することとする。

また、得点が60パーセント未満の場合は選定しないこととし、応募者が1者の場合でも、得点が60パーセント以上であれば、優先交渉権者として選定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は各応募者に電子メールで通知するとともに、本市のホームページで、優先交渉権者を公表する。なお、電話による結果の回答は行わない。また、審査結果に対する質問や異議については、一切受け付けない。

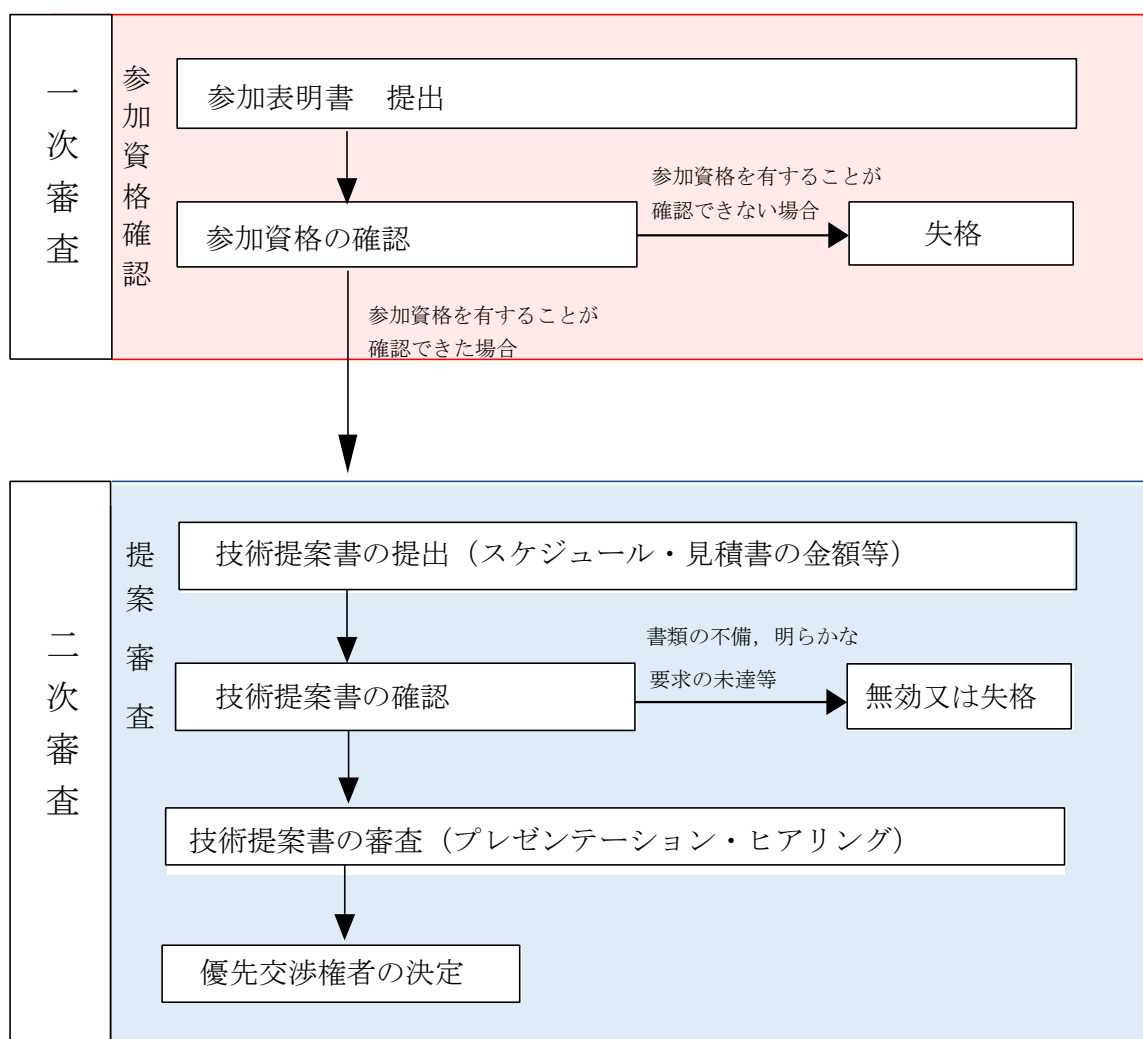
(6) 審査委員会の設置

審査委員会を以下のとおり置く。

分野	所属（役職）
行政（統括）	副市長（委員長）
行政	総務部長（副委員長）
行政	企画財政部長
行政	管財課長
建築	都市部長
建築	都市部主幹兼建築指導担当

建築	営繕課長
文化	生涯学習部長
文化	生涯学習課長
文化	市政推進室学芸員
地域づくり	都市計画課長
事業統括	市政推進室長

(7) 選定フロー



1.1 設計業務の契約締結

技術提案書として提出された見積金額をもとに、本市と優先交渉権者との間で設計業務について、随意による契約を締結する。

設計業務の業務期間は契約締結日の翌日から令和9年3月15日までとする。

1.2 工事等の契約締結

(1) 工事費の算出

受注者は、自らの設計部門と施工部門を緊密に連携させ、プロポーザル時の技術提案及びコスト縮減提案（V E 提案）を反映し、市が別途提示する要求水準に基づき、実施設計を市との協議の上で実施するものとする。

設計の完了後、設計内容に基づき、工事費を算出することとし、本市が想定している工事費 1,539,480 千円（税込み）を基本として、算出時における物価の高騰等の社会経済情勢を踏まえ、市と受注者が協議により工事費を決定することとする。

（２） 契約締結

市と受注者との間で、契約交渉が成立した場合、工事請負仮契約を締結する。

工事請負仮契約は、野田市議会において工事請負契約の締結が可決された場合のみ可決された日をもって地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定による工事請負契約書とみなすものとし、否決された場合は、その効力を失う。

また、工事については、野田市公契約条例第 4 条第 1 号に規定する公契約に該当することから、所要の事務手続を行うこと。

（「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き」を参照のこと

【HP 検索】 1000712

<https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html>

さらに、工事の契約締結後、速やかに工事監理業務について、随意による契約を締結する。

事業期間は契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 15 日までとする。

1.3 支払について

本事業の支払いについては、次のとおりとする。なお、その他の詳細は、契約書に基づくものとする。

契約締結までに、契約保証金として契約金額の 10 分の 1 以上の保証金を納付するものとする。なお、次のいずれかの方法により保証をとること。

- ① 金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。
- ② 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。
- ③ 現金又は担保としての有価証券。

（１） 契約に係る代金の支払いは、設計業務、工事監理業務及び建設工事のそれぞれの完了後、請求に基づき行うものとする。

（２） 設計業務及び建設工事について、契約金額が 500 万円以上であって、受注者が保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結した場合には、請求に基づき、前払金として、設計業務にあつては契約金額の 30% 以内、建設工事にあつては契約金額の 40% 以内の金額を支払うことができるものとする。

（３） 設計業務及び建設工事について、請求に基づき、出来高の 90%（前払金含む）以内で、部分払いできるものとする。ただし、契約金額が 500 万円以上の場合は

2回以内、500万円未満の場合は1回とする。

(4) 建設工事については、以下の要件を全て満たしている場合に、請求に基づき、中間前払金として契約金額の20%以内の金額を支払うことができるものとする。ただし、契約締結前に中間前払金と部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後は変更することはできない。

- ① 当初の前払金の支払を受けていること。
- ② 工期の2分の1（継続事業にあつては当該会計年度の工事期間の2分の1）を経過していること。
- ③ 工程表における工期の2分の1（継続事業にあつては当該会計年度の工事期間の2分の1）を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ④ 工事の出来高が請負金額の2分の1（継続事業にあつては当該会計年度の工事期間の2分の1）以上に達していること。

1.4 契約の変更

(1) 契約額の変更

契約額の変更は、原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合には、設計後の図面、数量により変更するものとする。その際、リスク分担については要求水準書のリスク分担表のとおりとし、発注側のリスクについては変更の対象とする。

なお、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、市と受注者が協議の上対応するものとする。

(2) 完成期限の変更

変更がある場合は、発注者側のリスクに起因する事由、その他受注者の責めに帰すべき事由により工期の延長が必要となる場合には、この限りでない。

1.5 その他留意事項

本市は、次のいずれかに該当する場合、事業契約（設計業務、建設工事、工事監理業務等）を締結しない。また、既に締結した事業契約がある場合は、これを解除することができる。

- ① 建設工事に係る工事請負仮契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年野田市条例第7号）の規定の適用を受けるため、仮契約締結後市議会の議決を得られなかったとき。
- ② その他、受注者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難であると市が判断したとき。
- ③ 不成立時の費用の支払い（精算）について
前項の規定により事業契約が不成立に至った場合、本事業に関して、既に支出した費用については各自の負担とし、相互に損害賠償等の請求は行わないものとする。

ただし、市が受注者と既に締結し、業務が完了している契約（実施設計業務

等)に基づく対価については、当該契約の定めに従い、市は適正に精算し支払うものとする。

④ 成果物の取り扱いと第三者への発注

契約が不成立となった場合、市は、受注者が既に作成し納品した「実施設計図書」及びプロポーザル時に提供した「技術提案等」の成果物を無償で自由に利用し、第三者に当該工事を発注することができるものとし、受注者はこれに対し著作権等の権利主張や異議申し立てを行わないものとする。